

「子ども・子育て支援新制度」 保護者向け説明会



平成26年10月16日（木）、18日（土）
北区子育て支援課、保育課、学校支援課

<目次>

1. 新制度って何？何のための制度なの？

1-① 子どもや子育てを取り巻く課題

1-② 新制度の主なポイント ～新制度移行、認定証、実施主体～

2. 新制度で教育・保育は何かどう変わるの？

2-① 新制度における教育・保育の場

2-② 新制度の利用の流れ

2-③ 認定にあたって(保育を必要とする事由)

2-④ 認定にあたって(保育の必要量)

2-⑤ 利用者負担のイメージ

3. 新制度は教育・保育以外の支援はあるの？

3-① 地域子ども・子育て支援事業

4. 新制度をより詳しく知りたい！



1 新制度って何？何のための制度なの？



1-① 子どもや子育てを取り巻く課題

- 急速な少子化の進行
- 待機児童問題
- 仕事と家庭の両立が難しい
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 児童虐待問題の深刻化
- 学童クラブの不足「小1の壁」
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分…など



これらの課題を解決するために、新しい「仕組み」が必要

その新しい「仕組み」が

“子ども・子育て支援新制度”

平成24年8月 「子ども・子育て関連3法」成立
⇒「子ども・子育て支援新制度」創設

消費税増収分のうち、7,000億円を新制度に投入

平成27年4月 子ども・子育て支援新制度スタート



1-② 新制度の主なポイント ～新制度移行～



その1 「新制度に移行する施設」と「現行制度を継続する施設」があります

【北区の場合】※10月1日現在、区内に存在する施設で分類。カッコ内の数字は施設数

新制度に移行する施設

私立幼稚園 (1)
北幼稚園

区立幼稚園 (6)

認定こども園 (1)
赤羽こども園(幼稚園)

私立認可保育園 (22)

区立認可保育園 (42)

小規模保育所 (1)
ちいはぐ・十条

現行の制度を継続する施設

私立幼稚園 (21)

認証保育所 (8)
めぐみ保育園
メリーポピンズ赤羽ルーム
ぽけっとランド北赤羽
日生赤羽駅前保育園ひびき
キッズパオ王子あおぞら園
ぽけっとランド王子
さくらキッズ
ほっぺるランド滝野川

定期利用保育施設 (2)
サンベビー保育園
譲灘保育園

家庭福祉員 (8)

手続き方法は今までと変わりません

1-② 新制度の主なポイント ～認定証～



その2 新制度に移行する施設を利用する場合、**認定証**が必要になります

認定証 1号	1号認定証	満3歳以上	幼稚園等での教育を希望される場合
認定証 2号	2号認定証	満3歳以上	「保育を必要とする事由(保育の必要性)」に該当し、 保育園等での保育を希望される場合
認定証 3号	3号認定証	満3歳未満	「保育を必要とする事由(保育の必要性)」に該当し、 保育園等での保育を希望される場合

Q. 「保育を必要とする事由」(保育の必要性)とは？

A. 以下の事由にあてはまる場合をいいます。

- 1 就労(月48時間以上)
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得中にすでに認可保育園・小規模保育所を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- 10 その他、上記に関する状態として区が必要性を認める場合

1-② 新制度の主なポイント ～実施主体～



その3 新制度の実施主体は、区市町村です。

- ① 区市町村は地域の子育て家庭の状況や、子育て支援への様々なニーズをしっかりと把握します。

昨年11月に「ニーズ調査」を実施

- ・0～5歳の子の保護者:3,700人
- ・小学校1年生～6年生の子の保護者:1,500人 など

- ② ニーズ調査結果をふまえ、5年を1期とする「事業計画」を作ります。

事業計画を作るにあたり、子育て当事者も入った**子ども・子育て会議**を設置し、その中で審議するとともに、計画完成後は、継続的に点検・見直しを行っていきます。

北区子ども・子育て会議委員(25人)

- 公募委員(区民)、幼稚園・保育園代表者、学識経験者 など

2 新制度で教育・保育は何かどう変わるの？



2-① 新制度における教育・保育の場



- 【幼児期の教育を行う学校】
- ・保護者の状況を問わず入園できます。



- 【就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設】
- ・両親ともに働いている等、「保育を必要とする事由」が必要です。



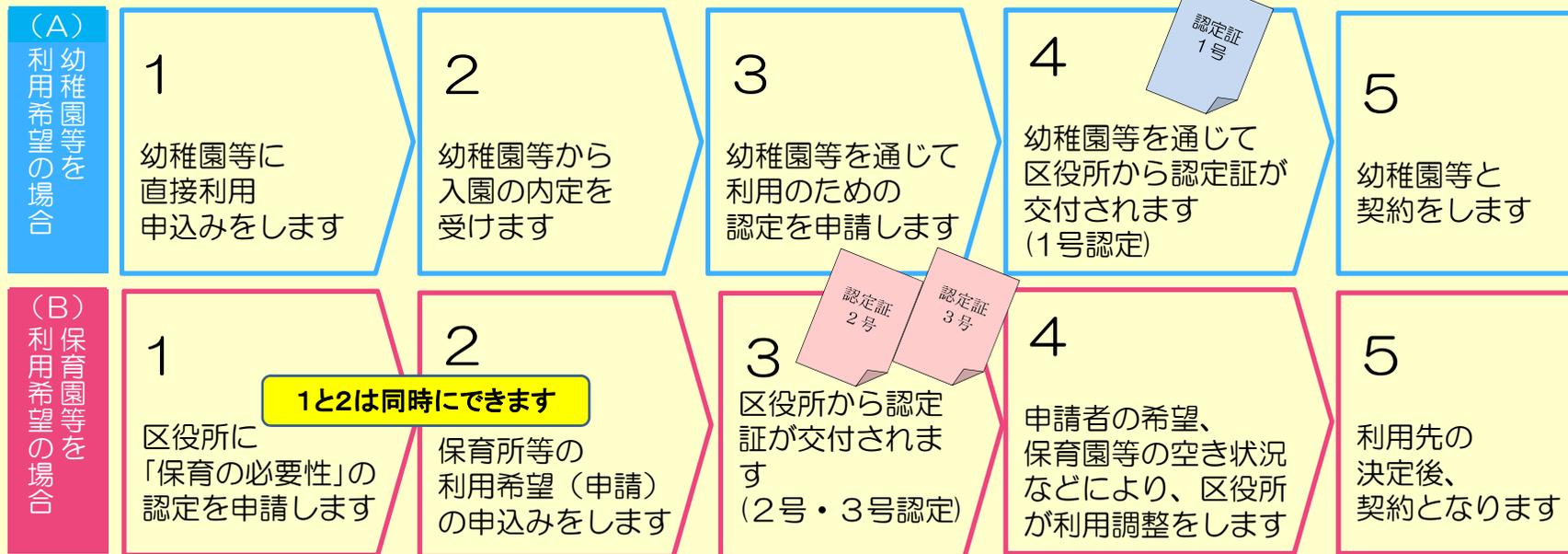
【教育と保育を一体的に行う施設】



- 【施設より少人数の単位で、0-2歳の子どもを預かる事業】
- ※小規模保育など

2-② 新制度の利用の流れ ⇒ 今までとそれほど変わりません

【利用の流れ】



〈認定こども園を利用する場合〉

1号認定の場合 → (A)、2号、3号認定の場合 → (B) の手続きの流れが基本

【3つの認定区分】

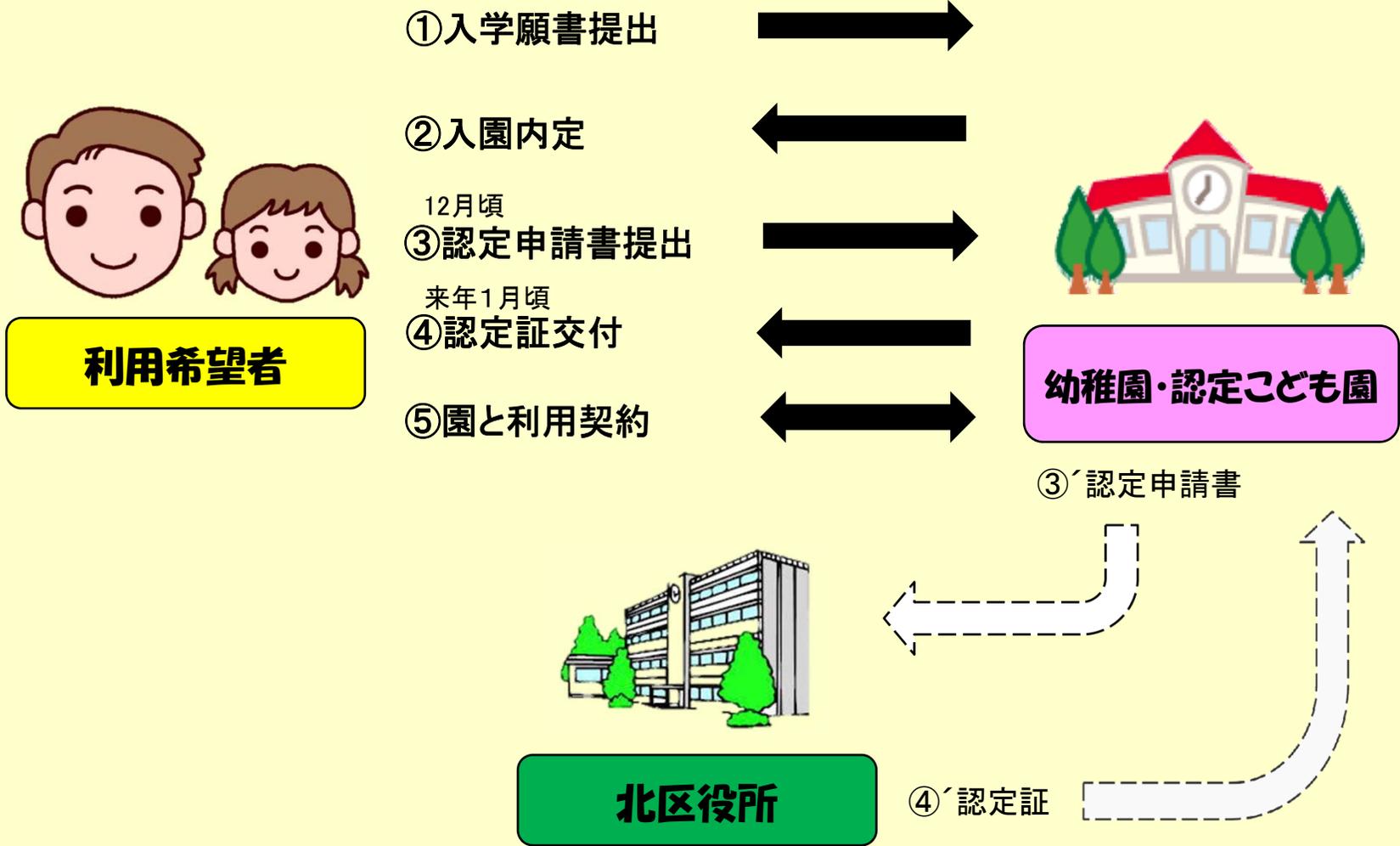
	〈要件〉	〈利用先〉
1号認定 教育標準時間認定	特別な要件無し (満3歳以上)	(幼稚園・認定こども園)
2号認定 満3歳以上・保育認定	保育を必要とする事由 に該当する必要有り	(保育園・認定こども園)
3号認定 満3歳未満・保育認定		(保育園・認定こども園・ 地域型保育)

※「現行制度を継続する施設」の利用の手続きは今までどおりです(上記の流れ図とは異なります)。

もう少し詳しく見ていきます



来年4月から「新制度に移行する施設」の利用を希望する方
パターン1 幼稚園、認定こども園(1号認定)



来年4月から「新制度に移行する施設」の利用を希望する方
パターン2 保育園、認定こども園(2、3号認定)、小規模保育所



利用希望者

①認定申請書と利用申請書を提出

②認定証交付

来年2月頃
③内定の連絡または不承諾通知書

内定した場合
④利用契約

不承諾だった場合
引き続き、利用調整
(利用申請書の有効
期間内)

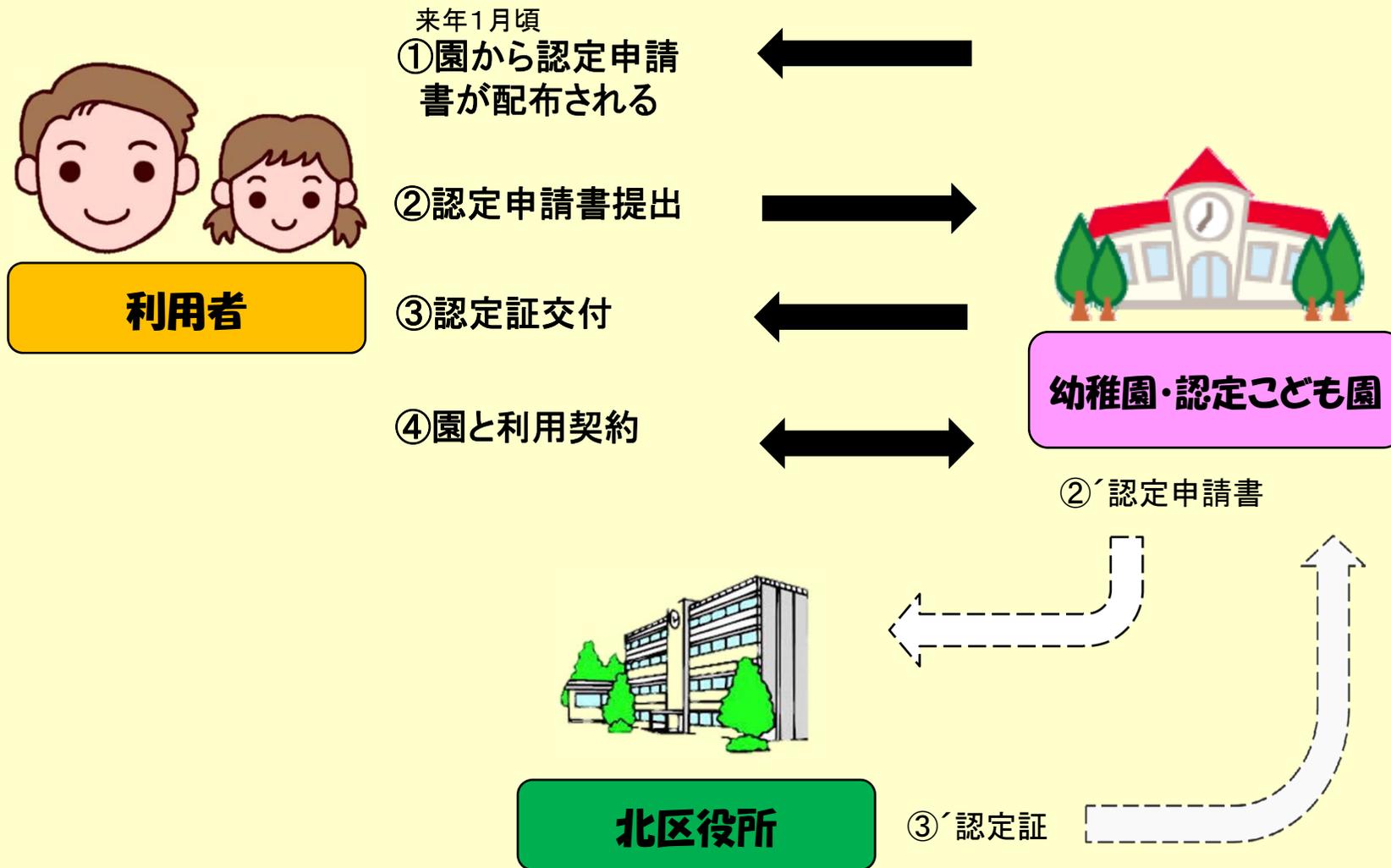


北区役所



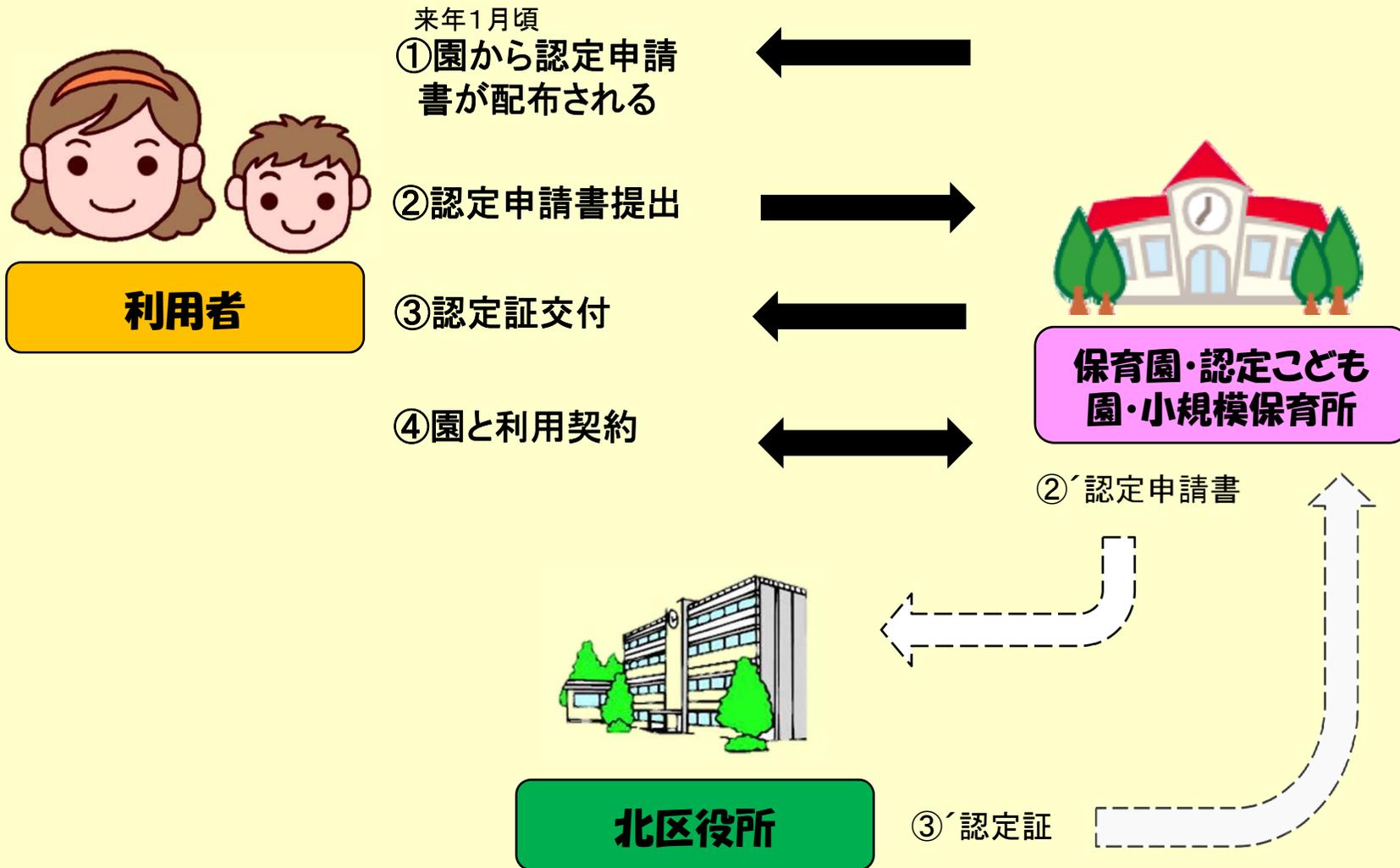
保育園・認定こども園・小規模保育所

現在、「新制度に移行する施設」を利用している方
パターン3 幼稚園、認定こども園(1号認定)



現在、「新制度に移行する施設」を利用している方
パターン4 保育園、認定こども園(2、3号認定)、小規模保育所

⇒パターン3と同じ



「現行制度を継続する施設」の利用を希望する方
パターン5 各施設共通



利用希望者

①各施設に申込み



各施設

②園と利用契約



2-③ 認定にあたって(保育を必要とする事由)

新制度に移行する保育園などを利用する場合には、「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

<保育を必要とする事由>

※下線がついているものは、新制度がスタートするにあたり、国が新たに加えた項目ですが、北区では既に、採用しています。

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

2-④ 認定にあたって(保育の必要量)

保育を必要とする時間に応じ、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの認定を受けることになります。

(1日の保育利用時間)

a 「保育標準時間」利用 ▶フルタイム就労を想定した利用時間 最大11時間

b 「保育短時間」利用 ▶パートタイム就労を想定した利用時間 最大8時間

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、
1ヶ月当たり48～64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。
⇒北区の場合は「月48時間以上」です。

Q. 保育標準時間や保育短時間の最大時間を超えて利用をすることもできますか？

A. 延長保育事業という制度で利用可能です。

ご注意を！

「認定を受けられた」=「保育園に入れる」
ではありません

今までと同様、保護者の就労状況などにより決定する「選考指数」と世帯の状況などに応じた「調整指数」を合算した「**保育指数**」に基づき、区が選考（利用調整）します。

※詳しくは「平成27年度 保育利用案内」をご覧ください。

2-⑤ 利用者負担のイメージ

【共通】

新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内で、それぞれの区市町村が決めます。

(階層区分イメージ)
幼稚園、認定こども園

階層区分	保育料上限額
①生活保護世帯0円	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

階層区分

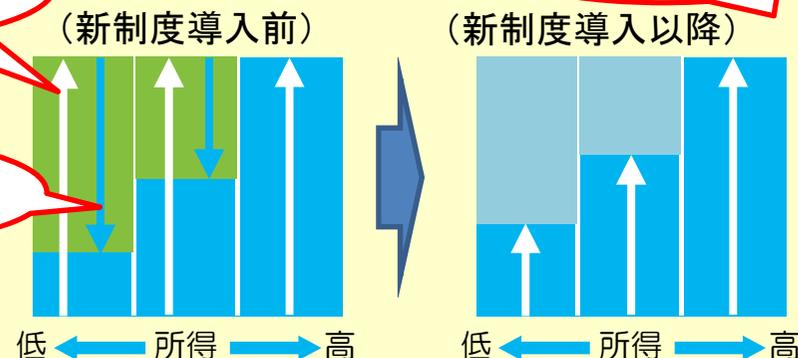
【幼稚園・認定こども園】 (1号認定)

- 支払う保育料自体が所得に応じた金額になります。

※区立幼稚園の保育料は、この形態とは別のものになる可能性があります。

保育料(一律)

就園奨励費等
(キャッシュバック)



所得に応じた
保育料

【保育所・認定こども園・地域型保育】 (2号・3号認定)

- 保育が必要な時間により、保育標準時間（11時間）、保育短時間（8時間）の2つの区分に分けられます。

(階層区分イメージ) 保育所、認定こども園、地域型保育

階層区分	保育料上限額			
	3歳以上		3歳未満	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満			19,300円	
④所得割課税額 97,000円未満			29,600円	
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

階層区分

標準時間

短時間

上限額

**保育料の金額はまだ決まっておりません。
表内の金額は北区の保育料ではありません。**

3 新制度は教育・保育以外の支援はあるの？



3-① 地域子ども・子育て支援事業



地域子育て支援拠点

- 身近なところで、気軽に親子の交流や子育ての相談できる場所です。
- 行政やNPO法人などが、担い手となって行います。

ファミリー・サポート・センター

- 子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。

学童クラブ

- 保護者が昼間家庭にいない児童が放課後に小学校の余裕教室、児童館等で過ごすことができるようにする取組みです。

乳児家庭全戸訪問

- 生後4か月までの乳児のいる全てのご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

養育支援訪問

- 養育支援が特に必要なご家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、ご家庭の適切な養育の実施を確保します。

妊婦健康診査

- 妊婦に対する健康診査として、
- ①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

など

4 新制度をより詳しく知りたい！



制度や認定の手続きについては…



新制度コールセンター 03 (3908) 1333
平日 午前8時30分～午後5時15分

入園についてのお問い合わせは…

- 区立幼稚園

教育委員会事務局 学校支援課学校支援係 電話:03(3908)9293

- 私立幼稚園・認定こども園

入園のお申し込みについては各幼稚園にお問い合わせください。その他、私立幼稚園に関する一般的なお問い合わせは…

子ども家庭部 子育て支援課次世代育成係 電話:03(3908)8143

- 保育園

子ども家庭部 保育課入園相談係 電話:03(3908)9129

内閣府ホームページもご利用ください



子ども・子育て支援新制度は、平成27年4月に本格的にスタートします。
内閣府新制度のホームページ、ツイッター、フェイスブックも
ご参照ください。

「よくある質問」を掲
載しております！

ツイッター、フェイス
ブックでも旬の情報
を発信中！

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

文字の大きさ 標準 大きく

検索

共生社会政策トップ > 少子化対策 / 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度

Twitter Facebook

制度の概要 よくある御質問 子ども・子育て会議等 自治体向け情報 法令・通知等 イベント・広報資料 関連リンク (文部科学省・厚生労働省) 少子化対策サイトへ

子ども・子育て支援新制度

- 子育て中のすべてのご家庭を支援する制度です。
- 「認定こども園」の普及を図ります。
- 多様な保育の確保により、待機児童の解消に取り組みます。
- 地域の様々な子育て支援を充実します。
- 平成27年4月に本格スタートの予定です。

詳しくはこちら >

なるほどBOOK
子ども・子育て支援新制度
なるほどBOOK
(平成26年9月改訂版)

パンフレット
※ご自由にダウン
ロードできます！

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度 検索

説明は以上です

ご清聴ありがとうございました

